

三重県漁場改善計画認定取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する漁場改善計画（以下「計画」という。）を、知事が認定する場合の必要な事項等について定めるものとする。なお、計画の認定に関する事務の取扱いについては、法及び持続的養殖生産確保法施行規則（平成11年農林水産省令第31号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(計画の名称)

第2 計画の名称は、「漁場改善計画」の他、「漁場利用計画」等を用いることができる。

(地域の単位と作成主体)

第3 計画の対象水域は、すべての養殖業を総合的に営むうえで、一体的に漁場改善に取り組むことが適当と考えられる水域とする。また、計画の作成主体は、当該対象水域に係る漁業協同組合等とする（以下「関係漁協」という。）

さらに、計画をより実効性の高いものとするため、当該対象水域内の全ての関係漁協が参加する協議会を設立し、当該協議会が計画に記載された事項に係る実施状況の確認及び進行管理を行うこととする。なお、当該協議会に複数の関係漁協が参加する場合は、これらの関係漁協のうちから幹事漁協を選出するものとする。

(計画の内容)

第4 計画には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 対象水域及び養殖水産動植物の種類

(2) 養殖漁場の維持又は改善の目標

水産動物を対象とした計画に係る目標については、いけす等の養殖施設の直下の底土表層のAVS（硫化物量）が、底生生物が生息できる限界濃度である 1.5mg/g を上回らないこととする。

(3) 養殖漁場の維持又は改善を図るための措置及び実施時期

水産動物を対象とした計画については、環境調査において底土表層のAVSの数値が 1.5mg/g を超過する地点がある場合、協議会は当該地点に近傍な漁場における養殖数量の調整その他の当該漁場の改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 養殖漁場の維持又は改善を図るために必要な施設及び体制の整備

(5) 養殖漁場の調査手法に関する事項

(6) 計画を変更する場合の手続

(7) 適正養殖可能数量（任意）

設定する場合は、三重県適正養殖可能数量設定基準に基づくこと。

(8) その他必要な事項

(計画の申請)

第5 法第4条第1項の規定により関係漁協が計画の認定を受けようとするときは、協議会で当該計画を決議のうえ、漁場改善計画認定申請書（様式第1号）に以下の書類を添付し、知事に申請するものとする。

(1) 計画書

(2) 協議会の規約及び構成並びに幹事漁協を記した書類

- (3) 協議会の議事録など計画参加者の合意を得たことが証明できる書類
- (4) その他必要な書類

(認定書の交付等)

第6 知事は、第5による申請を受理した場合に、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針（平成11年8月30日農水省告示第1122号。第9において「基本方針」という。）第1に規定する養殖漁場の改善の目標に関する事項、三重県魚類養殖指針、三重県適正養殖可能数量設定基準等に適合すると認めるときは、当該計画を認定し、申請者に対し認定書（様式第2号）を交付するとともに、その旨を農林水産大臣に通知する。

(計画の実施期間)

第7 計画の実施期間は、当該計画の対象水域に係る区画漁業権の存続期間を超えないものとする。

(実施状況等の報告)

第8 計画の認定を受けた者は、当該計画の実施期間が満了するまでの間、毎年度、当該年度における計画の実施状況及び効果に関する報告書（様式第3号）を翌年度4月末日までに知事に提出するものとする。

(計画策定内容及び実施状況の公開)

第9 知事は、基本方針第4の4に則り、計画の内容、前条による報告の内容等について県ホームページ等により公表するものとする。ただし、これらに三重県情報公開条例（平成11年10月15日三重県条例第42号）第7条に規定する非開示情報が含まれている場合は、これを除いて公表することができる。

(指導)

第10 知事は、必要があると認めるときは、法第15条の規定により関係漁協その他養殖業を営む者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(計画の変更等)

第11 計画の認定を受けた関係漁協が当該計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けるものとする。

2 第5及び第6の規定は、前項の規定による計画の変更の認定について準用する。この場合において、第5中「第4条第1項」とあるのは「第5条第1項」と、「計画の認定を受け」とあるのは「認定を受けた計画を変更し」と、「漁場改善計画認定申請書（様式第1号）」とあるのは「計画変更認定申請書（様式第4号）」と、第6中「認定書（様式第2号）」とあるのは「変更認定書（様式第5号）」と読み替えるものとする。

3 知事は、関係漁協が認定を受けた計画（第1項の規定による計画の変更があったときは、その変更後のもの）に従って養殖漁場の改善を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成20年 6月11日から施行する。

改正後の要領は、平成25年 6月10日から施行する。

改正後の要領は、平成30年 5月28日から施行する。

改正後の要領は、令和 2年 4月14日から施行する。
改正後の要領は、令和 7年 4月18日から施行する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

三重県知事 へ

住 所
名称及び代表者氏名

〇〇漁業協同組合（〇〇養殖漁場適正利用協議会）漁場改善計画
認定申請書

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第4条第1項の規定により認定を受けたいので、下記の書面を添えて申請します。

1. 漁場改善計画
2. 協議会の規約及び構成並びに幹事漁協を記した書類
3. 当該申請が計画参加者の合意のうえ行われたことを証する書面（協議会の議事録など）
4. その他、必要な書類

(様式第2号)

〇〇漁業協同組合漁場改善計画認定書

番 号
年 月 日

様

三重県知事

年 月 日付けで認定申請のありました漁場改善
計画については、持続的養殖生産確保法第4条第1項の規定に
より、認定しましたので通知します。

(様式第3号)

番 号
年 月 日

三重県知事 へ

住 所
名称及び代表者氏名

〇〇漁業協同組合（〇〇養殖漁場適正利用協議会）漁場改善計画
実施状況及び効果に関する報告書

〇〇漁業協同組合（〇〇養殖漁場適正利用協議会）漁場改善計画の実施状況及び効果
について、以下のとおり報告します。

1 計画実施状況及び効果（計画に定めるすべての改善目標について記入すること）

改善目標	主な措置	漁場の現状・ 実施効果	目標の達成度

2 その他（計画どおり実施できていない場合には、その理由を記載すること）

〔備考〕

報告内容は県ホームページ等による公表を前提とするため、個人情報等により公表
できない部分がある場合は、その旨を記載すること。

(様式第4号)

番 号
年 月 日

三重県知事 へ

住 所
名称及び代表者氏名

〇〇漁業協同組合（〇〇養殖漁場適正利用協議会）漁場改善計画
変更認定申請書

漁場改善計画について持続的養殖生産確保法第5条第1項の変更の認定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 漁場改善計画
2. 協議会の規約及び構成並びに幹事漁協を記した書類
3. 当該変更が計画参加者の合意のうえ行われたことを証する書面（協議会の議事録など）
4. その他、必要な書類

(様式第5号)

〇〇漁業協同組合漁場改善計画変更認定書

番 号
年 月 日

様

三重県知事

年 月 日付けで認定申請のありました漁場改善
計画の変更については、持続的養殖生産確保法第5条第1項の
規定により、認定しましたので通知します。